

## 厚木市建設工事における技術者及び現場代理人の適正配置確認要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）及び公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成13年3月9日閣議決定）に基づき、市が発注する建設工事のうち契約主管課で執行する工事について、監理技術者、監理技術者補佐及び主任技術者（以下「技術者」という。）の専任及び雇用関係（以下「専任等」という。）の確認並びに現場代理人の雇用関係の確認を行うことにより、不良不適格業者を排除し、公共工事の品質を確保することを目的とする。

### (適用工事)

第2条 市長は、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第26条第3項の規定に基づき、建設業法施行令（昭和31年政令第273号。以下「令」という。）第27条第1項に規定する工事について、技術者の専任等及び現場代理人の雇用関係の確認を行うものとする。

2 市長は、前項に規定する工事以外の工事については、技術者及び現場代理人の雇用関係の確認を行うものとする。

### (入札条件)

第3条 市長は、公共工事の入札を執行するときは、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 前条第1項の場合においては、専任の監理技術者又は主任技術者を配置すること。ただし、法第26条第3項ただし書きの規定の適用を受ける監理技術者（以下「特例監理技術者」という。）においては、法第26条の4第1項に規定する職務を補佐する者として、令第28条で定める監理技術者補佐を置くときは、専任を要しないこと。
- (2) 特例監理技術者が兼務できる工事は、建築一式工事にあつては予定価格2億円以下、その他の工事にあつては予定価格3億円以下（応急処理工等は除く。）とすること。
- (3) 同一の特例監理技術者が兼務できる工事の数は、2件とすること。
- (4) 技術者及び現場代理人と入札参加申請業者又は指名業者（以下「入札参加申請業者等」という。）との間に、入札参加申請期限（指名競争入札による場合は、入札の申込みがあった日とする。以下「入札参加申請期限等」という。）以前に3箇月以上の雇用関係があり、健康保険被保険者証、監理技術者資格者証等（以

下「健康保険被保険者証等」という。)により当該雇用関係を証明できること。

**(契約手続に係る技術者の専任等及び現場代理人の雇用関係の確認方法等)**

第4条 市長は、前条各号に掲げる条件について、次に掲げる方法により確認するものとする。

- (1) 予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者(以下「落札候補者」という。)に対し、技術者(共同企業体の場合の代表者以外は主任技術者を含む。以下同じ。)及び現場代理人について必要な事項を記入した配置予定技術者・現場代理人調書を提出させること。
- (2) 前号の配置予定技術者・現場代理人調書に記載された技術者が、当該工事に専任できることについて、コリンズ・テクリス検索システムにより確認すること。
- (3) 技術者及び現場代理人が落札候補者と入札参加申請期限等以前に3箇月以上の雇用関係があることについて健康保険被保険者証等により確認すること。

**(技術者の専任等及び現場代理人の雇用関係が確認できない落札候補者の取扱い)**

第5条 市長は、前条第2号及び第3号による技術者の専任等又は現場代理人の雇用関係が確認できないときは、当該入札における落札候補者を失格とし、契約を締結しないものとする。

**(契約後の技術者、現場代理人の変更について)**

第6条 契約後において、受注者が技術者又は現場代理人を変更しようとするときは、市長は、受注者に変更理由書を提出させ、変更後の技術者の専任等又は現場代理人の雇用関係について確認した上で当該変更を認めるものとする。この場合において、技術者の変更については、当該技術者の死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等その他工事施工上やむを得ない場合に限り認めるものとする。

2 前項の場合において、市長は、当該技術者の専任等または現場代理人の雇用関係が確認できないときは、契約を解除できるものとする。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 10 月 6 日から施行し、施行日以後に入札の公告を行った工事請負の入札について適用する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行し、施行日以後に入札の公告を行った工事請負の入札について適用する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 6 月 1 日から施行し、施行日以後に契約締結を行った工事について適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、施行日以後に契約締結を行った工事について適用する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。